

子どもの人権連第34回総会・学習会

子どもは



ひとりの



人間だよ！



2019年9月6日（金） 15:00～15:30 総会
15:30～17:00 学習会
日本教育会館 7階 中会議室

活動報告

(2018年9月～2019年8月)

18年度の子どもの人権連学習会において、福岡市のスクール・ソーシャルワーカー蒲池さんの講演「スクールソーシャルワーカーの仕事」と、子どもの人権連代表委員平野裕二さんの報告「子どもの権利条約第4回・5回日本政府報告書審査に向けて」により学習を深めました(18年9月14日)。

子どもの権利条約の広報活動として、毎日新聞社・毎日小学生新聞が主催する「学びのフェス春」(4月)、「学びのフェス夏」(8月)にブースを出展しました。子どもや学校の現状などについてのパネル展示・子どもの権利クイズ・子どもの権利条約カードゲームなどを通し、2000人あまりの来場者に対して子どもの権利条約の広報に努めました。

リーフレット「知っていますか?『子どもの権利条約』子どもはひとりの人間だよ!」、子どもの権利条約クリアファイル、バッグ、子どもの権利バッジなどをホームページ上で広報するとともに子どもや教育に係るNGO等のイベントや教職員組合の学習会等で配布し、子どもの権利条約の普及活動に努めました。

日本政府の第4・5回統合定期報告書についての国連子どもの権利委員会審査にむけ、子どもの人権連は複数のNGOや日弁連等が参加する「子どもの権利条約への対応に係る子どもの人権関係団体との協議(以下、子どもの人権関係団体協議)」等に参加し、文科省、厚生労働省などと協議を行いました。また、「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議(以下、NGOレポート連絡会議)」の一員として、子どもの権利委員会の「質問事項(List of issues)」に対し、追加情報の作成等を行いました。19年1月にはスイス・ジュネーブで国連子どもの権利委員会第4・5回日本政府統合定期報告書審査が開催され、平野代表委員の他、8人の会員が参加し、傍聴行動等を行うとともに、権利委員会への追加の情報提供などを行いました。3月には日本政府報告書への総括所見が公表され、今後のとりくみ等について子どもの人権関係団体協議などで検討するとともに、外務省と意見交換を行いました。

19年は、子どもの権利条約国連採択30年、日本批准25年の年に当たります。また、第4・5回統合政府報告書審査が行われ、総括所見も公表されたことから、子どもの権利条約総合研究所などのNPO・NGOで構成される子どもの権利条約ネットワークを中心として「広げよう!子どもの権利条約キャンペーン」が立ち上げられ、それに賛同団体として参加しました。今後、学習会等の開催等に協力し、子どもの権利条約や総括所見の広報等にとりくんでいきます。

「Child in the city」(オーストリア、18年9月24日～26日)、「子どもの権利連合/ネットワーク・アジア太平洋パートナーシップ会議」(タイ、19年7月23日～25日)に平野代表委員を派遣しました。今後とも国連の子どもの権利委員会等の動向を注視し、世界の子どもの権利保障のとりくみやアジア太平洋地域等との連携しつつ、子どもの権利条約の具現化にむけとりくみを共有していきます。

「第 61 回人権擁護大会」(10 月)「子どもの権利フォーラム int 栃木」(11 月)、「第 50 回部落解放・人権夏期講座」(19 年 8 月)等に参加するとともに、平野代表委員を諸会議に派遣しました。また、「セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク」が主催する集会・学習会(19 年 3 月、19 年 8 月)に協力しました。

「第 18 回東日本大震災子ども支援意見交換会」(19 年 3 月)に参加し、「震災から 8 年を迎えた子どもたちの今」というテーマで情報・意見交換を行いました。19 年 8 月には東日本大震災・子ども若者支援センター主催で仙台のレインボーセンターで開催された集会「未来ワカモノ会議」に協力しました。震災から 8 年が経過し、ハードの復興からソフトの復興へと移り変わろうとしており、震災時子どもだった世代が、社会人となったり、進学したりする中、震災をいかに乗り越え、今を歩んでいるのか、これからどのような一歩を踏み出していくかをともに考える集会となりました。引き続き、「東日本大震災子ども支援ネットワーク」等と連携し、大規模災害により被災した子どもたちへの支援を継続していくとともに、子どもに関わる多様な分野の横断的なネットワークを広げていけるようとりくんでいきます。

第 20 回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業を募集し、合計 17 件の応募を得ました。審査の結果、新潟のセクシュアルマイノリティの子どもの交流会、高校生平和大使など新規 2 件を含む 16 件の事業に助成を行いました。

「活動方針（案）」

(2019年9月～)

子どもの人権連は1986年の発足以降、子どもの権利条約の国連での採択、日本における条約批准、国内での法制度の改善・整備などを求めるとともに教育・福祉の場での子どもの権利確立に重点をおいてとりくんできました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴活動、同委員会宛 NGO レポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきました。

子どもの権利条約については、89年に国連総会において全会一致で採択され、5年後の94年に日本は批准しました。19年は子どもの権利条約採択30年、日本批准25年の節目の年となります。日本政府は94年にこの条約を批准以降、これまで4度の子どもの権利委員会による定期報告書審査を受けてきました。4度目の審査は19年1月にジュネーブで行われました。審査の冒頭、日本政府代表が前回審査からの「進展」や「成果」を強調したことに対し、委員からは、子どもへの体罰、東電福島第一原発事故による子どもへの影響やインクルーシブ教育を推進するための措置、朝鮮学校の無償化除外を含む差別などについて繰り返し質問がありました。日本政府は「(様々な課題に) 真正面から立ちむかい、子どもたちをはじめ全ての世代が安心できる社会制度を確立するため、鋭意取り組んで」いるとしています。子どもの権利委員会が指摘するように、日本における子どもをとりまく人権状況は、未だ多くの課題を抱えています。

今回の国連子どもの権利委員会の第4・5回統合日本政府報告書への総括所見(以下、「総括所見」)では、これまでに引き続き子どもの権利に関する包括的な法律、保護政策の策定、独立の監視機関の確保などが強く勧告され、さらに子どもの緊急の措置が必要な分野として、差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰、家庭環境を奪われた子ども、リプロダクティブヘルス及び精神保健、少年司法が挙げられました。

教育・学校にかかわっては、緊急の措置が必要な分野も含め多岐にわたる分野で勧告をされています。「差別の禁止」において、包括的な反差別法の制定とともに、民族的マイノリティ(アイヌ民族を含む)、被差別部落出身者の子ども、外国につながる子ども、障害のある子どもに加え、今回は、性的マイノリティ(LGBTI)の子どもなどへの差別を減少、かつ防止させる人権教育や啓発の強化が勧告されています。

「子どもの意見の尊重」分野では、「子どもの脅迫および処罰を防止するための保護措置をとりつつ」「年齢制限を設けることなく」子どもが意見を表明する権利を保障し、意見が正当に重視されることが促され、学校等でのすべての子どもがエンパワーされ、参加することを積極的に促進することが求められました。

リプロダクティブヘルス及び精神保健の分野では、思春期の子どもへのセクシュアルヘルス及びリプロダクティブヘルスに関する教育が学校の必須カリキュラムの一部として一貫して実施されることが勧告されました。

教育の分野について、日本政府は報告書の中で高度に競争的な学校環境がいじめ・不登校等を助長している可能性があるとの認識を委員会が持ち続けるなら「客観的な根拠について明らかにされたい」との記述を行い、審査の場でも競争的環境は解消したとの説明を引き続き行いました。しかし、過度に競争的システムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放する

ための措置を強化するよう再び勧告されました。悉皆の全国学力・学習状況調査等による「学力向上」にむけた競争的学校環境のストレスがいじめの背景となっていることを青森市いじめ防止対策審議会は報告書において指摘しています。全国学力・学習状況調査では、都道府県や政令市別の結果公表により、ランキングの高低にとらわれ、「事前学習」や独自テストなどが強化され、「学力」に課題のある子どもを結果から排除している例なども報道されています。「総括所見」の勧告にあるように「社会の競争的性質により、子ども時代及び発達を害されること」がなく子ども時代を享受できるよう措置をとることが急がれます。また、新学習指導要領が順次実施されていますが、「何ができるようになったか」をより重視することで、子どもをさらに追い詰めることがあってはなりません。

19年6月、改正子どもの貧困対策推進法が可決成立しました。この改正法では、「将来」のことだけでなく、「現在」の子どもの貧困にも対応することを規定し、また、第一条（目的）や第二条（基本理念）では、子どもの権利条約とその一般原則（子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重など）に言及しています。また、子どもの貧困対策について、その背景に様々な社会的要因があることをふまえて推進することを求めており（第2条3項）、大きな意義のある改正となっています。

「子供の貧困対策に関する有識者会議」の提言（19年8月）は、「現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在」するとし、ひとり親家庭の貧困率の高さやふたり親家庭の貧困率がひとり親家庭の低減率より低いこと、自治体間格差の拡大なども指摘しています。経済格差が教育格差となり、さらには、子ども一人ひとりがもっている夢や希望の実現を阻むものとならないよう、私たちは子どもの貧困の解消にむけこの改正法を実効あるものとするともに、子どもの権利の視点を他の施策にも広げていく必要があります。

厚労省は、2018年度中の児童虐待相談対応件数が15万9850件となり、調査開始の1990年から28年連続で増加していることを明らかにしました。虐待死の中の心中を除く52人のうち、3歳以下の子どもが8割を占めます。虐待事例の多くで、母親は「予期しない妊娠・計画していない妊娠」「若年の妊娠」「DV」などの問題を抱えていたことが厚労省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」で明らかとなっています。子どもの生きる権利・育つ権利を保障するためにも若年の母親などへの支援は急務です。虐待防止については、20年4月施行の改正児童虐待防止法が成立し、民法の懲戒権見直しについても法制審に諮問されました。「総括所見」でも、「子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に優先的に」とりくむことが強調されており、学校や家庭を含むあらゆる場面における体罰やいじめ、ハラスメント等も含め総合的にとりくんでいくことが必要です。また、児童相談所等の体制を抜本的かつ早急に強化することも急務です。

東日本大震災、東電福島第一原発事故から8年半が経過しました。宮城県や岩手県の沿岸被災地では、復興の土木工事がすすみ、商業施設などが建設されている地域もありますが、仕事や生活が破壊され、地域の産業や保護者の生業の復興・再生は十分にはすすんでいません。避難生活者は未だに5万人を超えており（復興庁19年7月）、福島では避難指示が解除され18年4月に再開した学校が、子どもが戻らず19年4月から休校しています。「総括所見」で勧告されたように、東電福島第一原発事故の子どもへの影響について、経済的・医療的支援などを十分に提供するとともに、教科書・教材によって放射線の曝露リスクなどについて正確な情報を提供することなどが重要です。

2021年3月終了することになっていた復興庁は、現体制のまま存続される見通しとなりました。しかし、とりくみをすすめていくためにも震災にかかわる子どもたちの現状をまとめた白書を編集するなどして課題を整理する必要があります。被災県では、震災に関連した支援活動の撤退が続いている一方、被災後に生まれた子どもが成長する中、新たな問題も発生しています。また、熊本地震をはじめ、地震や豪雨などにより各地で大規模災害が頻発しており、被災後の子どもの育ちや子育てに与える影響を解決していく支援を考え、共有するためにも、復興庁の役割を今一度検証し、復興・支援と防災のとりくみを検討していくことやその具体化のために十分な予算を確保していく必要があります。

今年1月の国連子どもの権利委員会の第4・5回統合日本政府報告書審査で、日本政府代表団は、「日本国内に在住している朝鮮籍を含めた外国籍の生徒についても日本国籍の生徒と全く同じ内容の支援をしている」とし、朝鮮学校については、当時の法令の審査基準に適合しなかったため（高校無償化の）対象外となったのであり、生徒の国籍を理由とした差別をしたわけではないと回答しました。これをうけ「総括所見」では、「授業料無償化制度の朝鮮学校への適用を促進するために基準を見直すとともに、大学・短期大学入試へのアクセスに関して差別が行なわれないことを確保すること」を日本政府に勧告しています。

朝鮮学校の「高校等就学支援金」制度からの除外と補助金の凍結・縮減については、国連人種差別撤廃委員会をはじめ他の国連人権委員会からも勧告を何度も受けています。それにもかかわらず、最高裁で無償化適用除外に関する東京朝鮮中高級学校と大阪朝鮮学園の上告が棄却されました。無償化法は「家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる」ことを目的とするものです。子どもの教育を受ける権利が保障されるよう引き続き求めていく必要があります。

改正入管難民法が4月に施行されました。外国につながる子どもの数も大幅に増加してきており、18年末の時点で日本語指導が必要な外国籍の子どもは約3万4千人で、この10年の増加率は1.5倍となっています。しかし、外国籍の子どもは義務教育の適用から除外されており、また、文科省の学校基本調査では外国人を不就学の子どもの調査対象から除外していることから、数は正確には把握できておらず、就学不明の子どもは約1万8千人いるとの指摘もあります。文科省は今年度初めて不就学の調査を行っていますが、放置は許されず、早急な対応が求められます。文科省の「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告書」で、外国人の子どもの就学機会の確保、母語・母文化への配慮を含めた環境整備、障害のある子どもへの支援等が言及され、中教審でも外国につながる子どもの就学機会や指導体制の確保、多文化共生の考えに基づく教育の在り方などが議論されています。子どもの権利条約などもふまえ、早急に教育への権利を保障する体制の構築や自治体間格差の是正が必要です。

不法滞在を理由に親が強制送還され、子どもが苦境に立たされている事例も後を絶ちません。「子どもの最善の利益」を最優先として、子どもの育つ権利が保障されること、日本に居住・滞在する外国につながる子ども、そして、アイヌや琉球（沖縄）をはじめとするマイノリティや先住民の子どもも含めその言語・文化を尊重されながら教育を受ける権利が保障されるようとりくむことが必要です。

子どもの全体数が減少している中、通常の学級に在籍する障害のある子どもの数はほぼ変わっていませんが、通級による指導は増加を続けており、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの数は毎年過去最高を更新しています。文科省のすすめる「多様な学びの場」の整備

によって、子どもがさらに分けられている現実があります。

「総括所見」では、委員が特別支援学校に在籍する子どもの数が多いことを強く指摘していたことをうけ、「統合された学級におけるインクルーシブ教育を発展させかつ実施する」ことなど、ともに学ぶ環境を整備することが強調されています。障害者権利条約 24 条「教育」では障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこととされています。私たちは障害者権利条約や関連法の周知・理解をすすめ、障害があっても一人の人間として生きていけるという思いを具現化する施策の充実や、障害のある子も障害のない子も地域で共に学ぶことを保障するインクルーシブ教育を推進することが急務です。

少年法の適用年齢を 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げるかどうかは、法制審議会（法相の諮問機関）で議論が続いており、引き下げによって少年法の保護対象から外れる 18 歳、19 歳に対する再犯防止や更生にむけた働きかけについて様々な疑念が示されています。少年犯罪は増加も凶悪化もしていない中で厳罰化や保護から外されることは更生に何ら資することはありません。「総括所見」でも少年司法は緊急の措置が取られなければならない分野としてあげられ、刑事罰の最低年齢が 14 歳に引き下げられたことなどに深刻な懸念が示されています。また、「子どもの犯罪の根本的原因を研究し、防止措置を緊急に実施すること」が求められており、子どもの背景にある様々な社会的な問題や子どもの人権が十分に保障されていないという現状を解決することがまずは必要です。自己責任の強調や厳罰化で行政の不十分な対応を覆い隠すことは許さることはありません。政府や国会は子どもの権利委員会からの度重なる勧告を誠実に受け止め、子どもの最善の利益をふまえた立法や施策が求められます。

子どもの人権連は、国連子どもの権利委員会の第 4・5 回統合日本政府報告書審査において、子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議のメンバーとして、NGO レポートの作成、子どもの権利委員会審査への意見反映などにとりくんできました。今後も子どもの権利条約の広報活動ともに総括所見のフォローアップに努めていきます。また、子どもの最善の利益を保障できる学校・社会の実現をめざし、これまでの人権連が果たしてきた役割の総括やとりくみの見直しをすすめつつ、引き続き子どもの権利条約や社会権規約など人権諸条約の具現化にむけとりくんでいきます。

II. 具体的なすすめかた

- (1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続します。また、震災や大規模災害からの復興に関わる子どもの権利実現の実践に対しては、助成事業を特別枠で設けるとともに、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動等子どもの権利条約の具現化に資する活動に協力します。
- (2) 子どもの人権課題や子どもの権利条約に関する学習会等を開催します。また、「子どもの権利条約フォーラム」「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」などに他団体、NPO 等と連携して参画します。
- (3) 市民と国会議員の会に参加し、「子どもの権利に関する包括的法律」の制定や施策の促進を含む子どもの権利条約の具体化をすすめます。
- (4) 国連子どもの権利委員会第 4・5 回統合定期報告書に対する総括所見のフォローアップを兼ね、東洋大学での寄付講座の開催（10 月 30 日）や「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」と連携したシンポジウム（11 月 16 日、文京学院大学）を開催するなど、子どもの

権利条約の広報活動等にとりくみます。

- (5) 社会権規約委員会等人権諸条約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、特に子どもに関連するものについて情報発信、普及啓発をすすめます。
- (6) 子どもの権利実現のための国際的なとりくみに参加します。台湾における子どもの権利条約実施状況研究視察（台湾、9月10～12日）、「子どもの権利シンポジウム in ネパール」（ネパール、20年3月予定）、「第6回子どもの権利連合／ネットワーク・アジア太平洋パートナーシップ会合」（開催国未定、20年6～7月ごろ予定）等に代表委員を派遣します。
- (7) 個人通報制度にかかわる選択議定書など子どもの人権に関するキャンペーンにとりくみます。
- (8) 子どもの権利条約ファイルやバッグ、バッジ、リーフレット、カードゲーム等を活用し、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促します。
- (9) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかります。
- (10) 子どもの権利条約の具体化のための学習会等に代表委員などを講師として派遣します。
- (11) 機関誌「いんふおめーしょん」の発行等をとおして、子どもの権利条約の啓発・広報を行います
- (12) ホームページを活用するなどして、情報発信・広報活動を充実させます。
- (13) 人権連の活動等について検討、見直しをすするとともに、活動の基盤強化に努めます。また、子どもの権利条約、国際人権規約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約、女性差別撤廃条約などの具現化にむけ引き続きとりくみます。